



美作市 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 利用の手引き

一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、
多様な性を認め合い、全ての人が人生のパー
トナーや大切な人と安心して暮らすことの
できる社会をめざします。



美作市

目 次

- 1 はじめに
- 2 宣誓を行うことができる方
- 3 宣誓の流れ
- 4 宣誓に必要な書類
- 5 宣誓受理証明書・宣誓受理証明カードの再交付、変更、返還
- 6 他の自治体との相互利用

【問い合わせ・手続窓口】

美作市 市民部 市民課 人権・協働係

〒707-8501

美作市栄町 38-2

TEL：0868-72-1143

FAX：0868-72-8091

メールアドレス：jinken@city.mimasaka.lg.jp



1 はじめに

美作市では、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる社会の形成を目指しています。

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力することを約束した関係であることを市長に対して宣誓し、市がその証として「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受理証明書」と「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受理証明カード」を交付するものです。

また、宣誓する方に未成年のお子様がいる場合、家族として豊かな愛情をもって子育てをしていくことを併せて宣誓することができます。

この制度は婚姻制度とは異なり法的効力はありませんが、性の多様性を尊重し、様々な家族の形を美作市として応援するものです。

制度の導入により、性的マイノリティに関する社会的理解を広め、多様性を認め合う共生社会の実現をめざします。

◆性的マイノリティとは◆

「からだの性」(戸籍上の性)と「こころの性」(自認する性)が異なる人、性的指向が同性(あるいは両性)に向いている人などを性的マイノリティといいます。

性的マイノリティの総称の一つとしてLGBTがあります。レズビアン(女性の同性愛者)、ゲイ(男性の同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(「からだの性」と「こころの性」の不一致)。

その他に、クエスチョニング(「こころの性」や「好きになる性」が決められない、分からない、決めないなど人)、様々な「性」のあり方があります。



2 宣誓を行うことができる方

宣誓される方は、次の要件をすべて満たす必要があります。

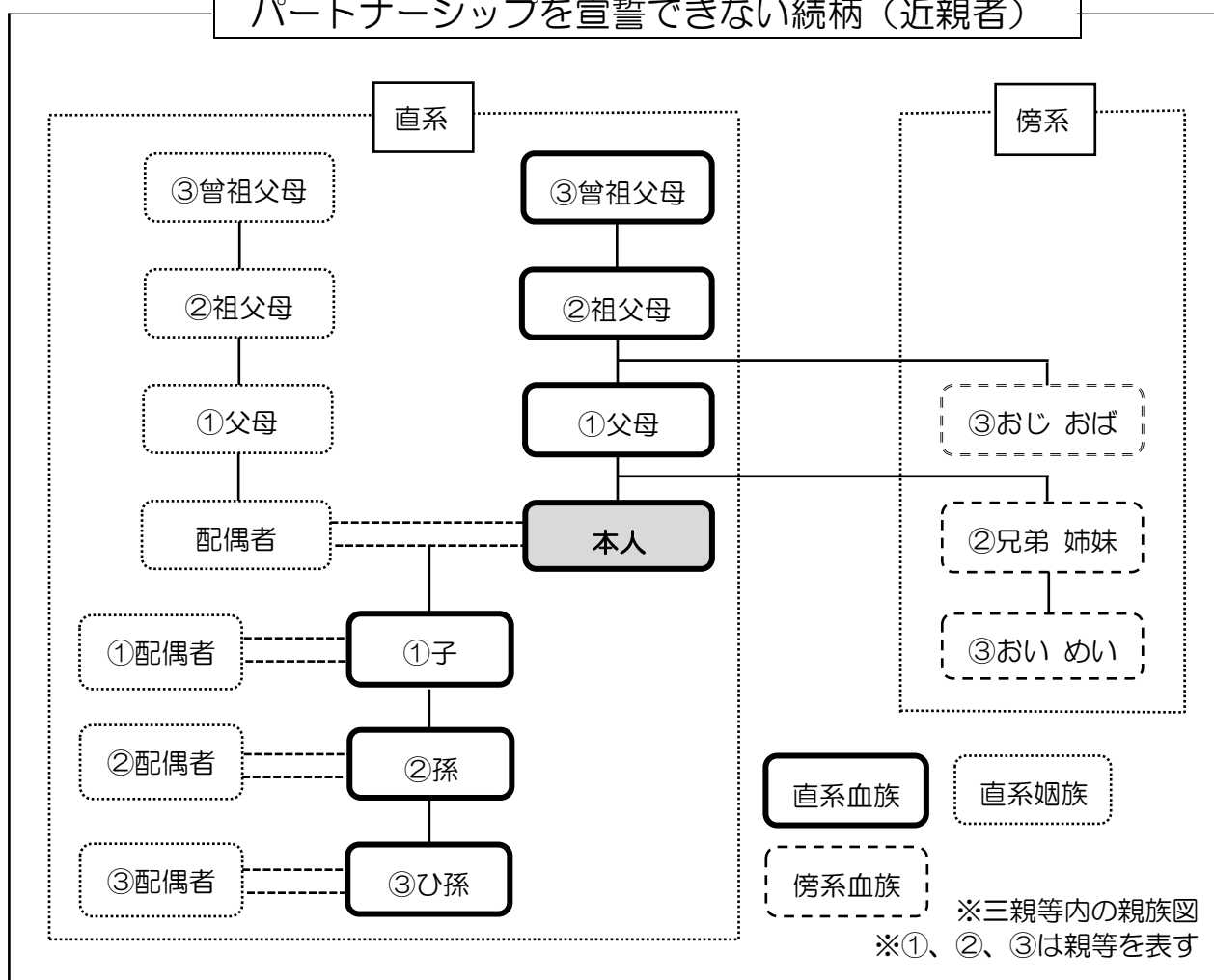
◇ パートナーシップ関係にあることを宣誓するとき

- ・ 成年であること
- ・ 美作市民であること
- ・ 配偶者がいないこと(事実上の婚姻関係にある者を含む)
- ・ 他の方とパートナーシップの関係にないこと
- ・ 直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の関係にないこと
※ただし、養子縁組によって近親者となった場合は除く

◇ ファミリーシップ関係にあることを宣誓するとき

- ・ ファミリーシップを宣誓するときは、お一人またはお二人に未成年のお子様がいること
- ・ ファミリーシップ対象のお子様は、お二人と生計が同じであること

パートナーシップを宣誓できない続柄（近親者）



3 宣誓の流れ

① 宣誓日時の事前予約

宣誓希望日の1週間前までに、電話またはFAX、メールで希望日時を予約してください。

※宣誓可能な日時：月曜日～金曜日（年末年始・祝日を除く）

午前8時30分～午後4時30分

《予約先》

美作市 市民部 市民課 人権・協働係

電話：0868-72-1143 FAX：0868-72-8091

メールアドレス：jinken@city.mimasaka.lg.jp

予約にあたり次のことをお伝えください

- ・お二人の氏名、住所、生年月日
- ・希望日時（複数の日時をお願いします）
- ・日中に連絡のとれる電話番号



② パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書の提出

- ・予約した日時に、市民課にお越しください。
- ・必要書類（5ページ参照）を提出してください。
- ・本人確認及び必要書類の確認を行います。
※なお、書類に不備や不足がある場合等は、宣誓日を延期させていただく場合があります。
- ・所属長及び担当職員の立会いのもと、「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓書」に署名していただきます。

③ 宣誓受理証明書・宣誓受理証明カードの交付

宣誓時に提出された書類を審査し、書類の不備等がなければ宣誓書の写しを添えて「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受理証明書」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受理証明カード」を後日交付します。

※交付までに1週間ほど期間をいただきます。

※受取方法は、窓口での交付又は郵送による交付のいずれかを選択できます。

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受理証明書」（1組につき1枚）

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受理証明カード」

（宣誓した方それぞれに1枚）

4 宣誓に必要な書類

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をするには、以下の書類をご準備ください。

◇ 住民票の写しまたは住民票記載事項証明書

※宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限りします。

※お二人が同一世帯の場合はお二人が記載された書類1通で構いません。

※住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

◇ 婚姻をしていないことが確認できる書類

- ・戸籍全部事項証明（戸籍謄本）
- ・独身証明書
- ・外国籍の方は、大使館等公的機関が発行する婚姻要件具備証明書や独身証明書（日本語訳を添付）

※宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限りします。

◇ 本人確認書類

以下の書類のいずれか1点又は2点をお二人分提示してください。

1点の提示で足りるもの（例）	2点の提示で足りるもの（例）
・個人番号カード（マイナンバーカード） ・旅券（パスポート） ・運転免許証 ・官公署が発行した免許書、許可書または資格証明書など（顔写真付きに限る。）	・医療保険・介護保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・国民年金証書 ・各種医療証 ・官公署が発行した免許書、許可書または資格証明書など顔写真がないもの

※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限りします。

◇ ファミリーシップ対象のお子様との関係が確認できる書類

- ・戸籍全部事項証明（戸籍謄本）
- ・住民票の写し

※宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限りします。

※パートナーシップの宣誓時に提出された書類でお子様の記載がある場合は、必要ありません。

◇ 通称の使用を希望する場合は、日常生活において使用していることが確認できる書類

※宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限りします。

5 宣誓受理証明書・宣誓受理証明カードの再交付、変更、返還

宣誓受理証明書・宣誓受理証明カード（以下「証明書等」といいます。）の再交付、宣誓内容の変更、証明書等の返還をする場合は、次の手続きが必要です。

◇ 証明書等の再交付

【提出書類】

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受理証明書等再交付申請書」

【必要書類】

本人確認書類（5ページを参照）

※交付までに1週間ほど期間をいただきます。

※受取方法は、窓口での交付又は郵送による交付のいずれかを選択できます。

※紛失以外の場合は、破損した証明書等を添付してください。

※再交付後、紛失した証明書を発見した場合は、すみやかに返還してください。

◇ 宣誓内容の変更

【変更内容】

- （1）氏名や通称名を変更したとき
- （2）住所を変更したとき
- （3）ファミリーシップ対象のお子様の記載を削除または追加するとき
- （4）ファミリーシップ対象のお子様成人に達したとき

【提出書類】

- （1）「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届」
- （2）変更内容が確認できるもの
 - ・戸籍個人事項証明（戸籍抄本）
 - ・住民票の写し
 - ・日常生活で通称名を使用していることがわかるもの
- （3）交付済みの証明書等

【必要書類】

本人確認書類（5ページを参照）

◇ 証明書等の返還

【証明書等の返還が必要なとき】

- (1) パートナーシップが解消されたとき
- (2) 宣誓した方のいずれかが死亡したとき
- (3) 宣誓した方の一方又は双方が美作市外へ転出したとき
※ただし、転勤、親族の介護等やむを得ない事情により一方が一時的に市外に転出する場合を除きます。
※一方が一時的に転出する場合は、市民課へご連絡ください。
- (4) 宣誓した方の一方又は双方が証明書等の返還を希望するとき
- (5) 宣誓要件を満たさなくなったとき（3ページを参照）

【提出書類】

- (1) 「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受理証明書等返還届」
- (2) 交付済みの証明書等

【必要書類】

本人確認書類（5ページを参照）

6 他の自治体との相互利用

美作市でパートナーシップの宣誓をしているお二人が、パートナーシップ等宣誓制度の自治体間相互利用に関する協定を締結している自治体へ転出する場合は、美作市が交付している受理証明書等が継続して使用することができる場合があります。

相互利用が可能な自治体など、詳しくは市民課人権・協働係へお問合せください。

